

令和2年11月10日

保護者各位

石狩市保健福祉部子ども家庭課

新型コロナウイルス感染症対策に関する「警戒ステージ」の移行に伴う
ご協力について（お願い）

日々、変化する新型コロナウイルスの対応について、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。
でございます。

各ご家庭におかれましては、「新しい生活様式」など感染症拡大防止の対策を実践いただいているところですが、今般、札幌市を中心に道内における感染者数が急増している事などから、北海道における「警戒ステージ」が「ステージ3」へと引き上げられました。

このことから、各ご家庭におかれましては、改めて下記の点についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 各家庭における感染予防への協力について

- (1) 園児に発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良が見られた時には、認定こども園等をお休みいただくようお願いいたします。なお、発熱等が認められた場合にお休みいただく期間は、解熱後24時間以上経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでとなります。
- (2) 同居する家族等が濃厚接触者となった場合には、速やかに登園先の認定こども園等にご連絡いただくとともに、保健所による濃厚接触者の方の健康観察等の期間は、園児につきましてはできる限り認定こども園等をお休みいただくようお願いいたします。
- (3) 園児が濃厚接触者となった場合や、同居する家族等が感染した場合には、速やかに登園先の認定こども園等にご連絡いただき、園児にはお休みいただくようお願いいたします。お休みいただく期間は、感染された方と最後に接触した日から起算して2週間程度を想定していますが、保健所等の指示や助言により期間を決めるようお願いいたします。
- (4) 園児が感染した場合には、速やかに登園先の認定こども園等にご連絡ください。

2. 利用者負担額（保育料）について

以下の（１）から（４）に該当し、かつ石狩市の要請または同意がある場合は、日割りにより減額することができます。詳しくは各園にご相談願います。

- （１）園児が感染した場合
- （２）園児または同居の家族等が、保健所等の指示により PCR 検査を受ける場合
- （３）同居の家族等が感染した場合
- （４）同居の家族等が濃厚接触者となった場合

3. 園での感染者が発生した場合

園児や施設の職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、保健所の調査及び指示に従い、必要な対策を講じることが想定されます。その際は、休園とそれに伴う家庭保育等のご協力をお願いする場合がございますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

4. その他

- ・新しい生活様式については、下記のページ（石狩市ホームページ） または QRコード（スマホ等で認識可能）をご覧ください。
- ・石狩市ホームページ <http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/k-katei/54964.html>
- ・QRコード



【子ども家庭課 TEL 0133-72-3197】